

議案第 21 号

議決第     号

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

始良市長     湯元 敏浩

始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

始良市長等の給与に関する条例（平成22年始良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。